

# 8 酒 税

## 統計表を見る方のために

### 1 利用上の注意

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

### 2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料(アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。)で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

### 3 酒税の税率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率(1kl当たり従量税率)は次のとおりである。

清酒	アルコール分15度	140,500円
合成清酒	アルコール分15度	79,300円
しょうちゅう		
甲類	アルコール分25度	248,100円
乙類	アルコール分25度	248,100円
みりん	アルコール分13.5度	21,600円
ビール		222,000円
果実酒類		
果実酒		56,500円
甘味果実酒	アルコール分12度	98,600円
ウイスキー類	アルコール分40度	409,000円
スピリッツ類	アルコール分37度	367,188円
リキュール類	アルコール分12度	119,088円
雑酒		
発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000円
〃	麦芽25%以上50%未満のもの	152,700円
〃	麦芽25%未満のもの	105,000円
粉末酒		320,500円
その他の雑酒(みりに類似するもの)	アルコール分13.5度	21,600円
その他の雑酒(その他)	アルコール分12度	98,600円

(注) 従量税とは、酒類の製造場から移出又は保税地域から引き取る酒類の数量に応じ、一定の金額税率を適用して税を課するものをいう。

## 8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量等	販売(消費)数量	製造場数	販売場数
	kl	千円	kl	kl	場	場
平成 10 年度	138,727	27,405,352	103,562	310,314	167	7,928
11	148,484	29,499,670	126,967	307,287	165	7,948
12	141,396	28,239,358	121,877	309,009	160	7,863
13	151,044	28,440,524	126,614	306,567	158	7,865
14	147,408	27,657,115	117,530	305,624	157	7,828
清 酒	22,145	2,794,384	16,078	31,988	128	-
合 成 清 酒	X	X	X	1,835	-	-
し ょ う ち ゆ う	甲 類	X	X	4,921	-	-
	乙 類	X	X	14,861	7	-
	計	<b>3,752</b>	<b>880,761</b>	<b>2,552</b>	<b>19,784</b>	<b>7</b>
み り ん	439	11,406	273	3,779	1	-
ビ ー ル	94,975	21,084,522	95,871	144,321	10	-
果 実 酒 類	果 実 酒	X	X	4,167	4	-
	甘 味 果 実 酒	X	X	352	-	-
	計	<b>90</b>	<b>4,943</b>	<b>82</b>	<b>4,518</b>	<b>4</b>
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	X	X	2,275	-	-
	ブ ラ ン デ ー	X	X	666	-	-
	計	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>2,940</b>	<b>-</b>
ス ピ リ ッ ツ 類	X	X	X	454	3	-
リ キ ュ ー ル 類	2,346	426,494	2,274	15,019	3	-
雑 酒	発 泡 酒	X	X	80,859	-	-
	粉 末 酒	-	-	0	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	X	X	129	1	-
	計	<b>22,858</b>	<b>2,400,621</b>	<b>74</b>	<b>80,988</b>	<b>1</b>
合 計	<b>147,408</b>	<b>27,657,115</b>	<b>117,530</b>	<b>305,624</b>	<b>157</b>	<b>7,828</b>

調査期間：課税数量、税額、製成数量等及び販売(消費)数量は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間である。

調査時点：製造場数及び販売場数は平成15年3月31日現在である。

用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。

## 8 - 2 課 税 状 況

## (1) 課税状況

区 分	課 税						
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
清 酒	23,672	3,002,920	-	-	23,672	3,002,920	
合 成 清 酒	X	X	-	-	X	X	
し ち ゃ う ゆ う	甲 類	X	X	-	-	X	X
	乙 類	X	X	-	-	X	X
計	3,802	890,739	-	-	3,802	890,739	
み り ん	440	11,441	-	-	440	11,441	
ビ ー ル	99,808	22,157,272	-	-	99,808	22,157,272	
果 実 酒 類	果 実 酒	X	X	-	-	X	X
	甘 味 果 実 酒	X	X	-	-	X	X
計	92	5,122	-	-	92	5,122	
ウ イ ス キ ー キ ー 類	ウ イ ス キ ー	X	X	-	-	X	X
	ブ ラ ン デ ー	X	X	-	-	X	X
計	X	X	-	-	X	X	
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	X	X	-	-	X	X
	原 料 用 アル コ ー ル	-	-	-	-	-	-
計	X	X	-	-	X	X	
リ キ ュ ー ル 類	2,346	427,223	13	1,025	2,359	428,248	
雑 酒	発 泡 酒	X	X	-	-	X	X
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	X	X	-	-	X	X
計	23,722	2,491,384	-	-	23,722	2,491,384	
合 計	154,686	29,040,232	13	1,025	154,699	29,041,257	

調査期間等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までの申告用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 「特定税率適用」欄は、酒税法第22条第3項(アルコール分が13度未満のもの(発泡性を有するものに限る。))に対する税率)  
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場  
 3 税関分は含まない。

控		除		課 税 実 数		免 税		区 分
酒 税 法 〔第30条 第1項、 第2項及び第3項〕		災害減免法 (第7条 第1項)				未納税 移 出	輸 出 免 税	
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額			
k1	千円	k1	千円	k1	千円	k1	k1	清 酒
1,527	208,535	0	1	22,145	2,794,384	22,395	55	清 酒
X	X	-	-	X	X	-	-	合 成 清 酒
X	X	X	X	X	X	X	X	甲 類
X	X	X	X	X	X	X	X	乙 類
<b>49</b>	<b>9,978</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,752</b>	<b>880,761</b>	<b>601</b>	<b>1</b>	計
2	35	-	-	439	11,406	37	-	み り ん
4,832	1,072,750	-	-	94,975	21,084,522	11,558	20	ビ ー ル
X	X	-	-	X	X	X	-	果 実 酒
X	X	-	-	X	X	X	-	甘 味 果 実 酒
<b>2</b>	<b>179</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>90</b>	<b>4,943</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	計
X	X	-	-	X	X	X	X	ウ イ ス キ ー
-	-	-	-	X	X	X	X	ブ ラ ン デ ー
<b>X</b>	<b>X</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	計
-	-	-	-	X	X	X	X	ス ピ リ ッ ツ
-	-	-	-	-	-	X	-	原 料 用 ア ル コ ー ル
-	-	-	-	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	計
12	1,754	-	-	2,346	426,494	70	0	リ キ ュ ー ル 類
X	X	-	-	X	X	X	-	発 泡 酒
-	-	-	-	-	-	-	-	粉 末 酒
X	X	-	-	X	X	X	-	そ の 他 の 雑 酒
<b>864</b>	<b>90,763</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>22,858</b>	<b>2,400,621</b>	<b>145</b>	<b>-</b>	計
<b>7,291</b>	<b>1,384,141</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>147,408</b>	<b>27,657,115</b>	<b>35,307</b>	<b>79</b>	合 計

又は処理による課税実績である。

該当のものを示す。

合の酒税額の控除等を示す。

8 酒 税

(2) 県別課税状況(その1)

区 分	清 酒		合 成 清 酒		し ょ う ち			
	数 量	税 額	数 量	税 額	甲 類		乙 類	
					数 量	税 額	数 量	税 額
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円
徳 島 県 計	2,530	267,264	X	X	X	X	X	X
香 川 県 計	3,319	432,172	-	-	-	-	X	X
愛 媛 県 計	5,526	661,458	-	-	X	X	X	X
高 知 県 計	10,770	1,433,491	-	-	X	X	X	X
<b>全 管 計</b>	<b>22,145</b>	<b>2,794,384</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>

(注) この表は、「(1)課税状況」の「課税実数」欄を県別に示したものである。

(2) 県別課税状況(その2)

区 分	果 実 酒 類						ウ イ ス キ			
	果 実 酒		甘 味 果 実 酒		計		ウ イ ス キ ー		ブ ラ ン デ ー	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円
徳 島 県 計	-	-	X	X	X	X	X	X	-	-
香 川 県 計	X	X	X	X	X	X	-	-	-	-
愛 媛 県 計	X	X	-	-	X	X	-	-	X	X
高 知 県 計	X	X	-	-	X	X	-	-	-	-
<b>全 管 計</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>90</b>	<b>4,943</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>

ゆ う		み り ん		ビ ー ル		区 分
計						
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
kl	千円	kl	千円	kl	千円	
2,890	726,672	430	11,208	X	X	徳 島 県 計
X	X	X	X	X	X	香 川 県 計
X	X	X	X	94,759	21,036,472	愛 媛 県 計
497	87,547	X	X	X	X	高 知 県 計
<b>3,752</b>	<b>880,761</b>	<b>439</b>	<b>11,406</b>	<b>94,975</b>	<b>21,084,522</b>	<b>全 管 計</b>

一 類		スピリッツ類		リキュール類		雑 酒		合 計		区 分
計										
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
X	X	X	X	2,269	414,771	X	X	9,020	1,492,923	徳 島 県 計
-	-	-	-	6	729	X	X	3,534	467,428	香 川 県 計
X	X	-	-	20	2,717	22,857	2,400,447	123,494	24,160,851	愛 媛 県 計
-	-	-	-	50	8,277	-	-	11,360	1,535,913	高 知 県 計
X	X	X	X	<b>2,346</b>	<b>426,494</b>	<b>22,858</b>	<b>2,400,621</b>	<b>147,408</b>	<b>27,657,115</b>	<b>全 管 計</b>

8 酒 税

(3) 酒税額の累年比較

区 分	清 酒		しょうちゅう		ビ ー ル		そ の 他		合 計	
	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
平成10年度	3,809,713	93.4	473,633	102.4	22,585,027	32,544.7	536,979	128.7	27,405,352	545.0
11	3,646,013	95.7	537,888	113.6	24,693,260	109.3	622,509	115.9	29,499,670	107.6
12	3,256,358	89.3	676,327	125.7	23,477,065	95.1	829,608	133.3	28,239,358	95.7
13	3,008,612	92.4	789,321	116.7	21,845,628	93.1	2,796,963	337.1	28,440,524	100.7
14	2,794,384	92.9	880,761	111.6	21,084,522	96.5	2,897,448	103.6	27,657,115	97.2

(注)1 この表は、「(1)課税状況」の「課税実数」の「税額」欄について、累年比較を示したものである。

2 その他は、合成清酒、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

## 8 - 3 製 成 数 量

## (1) 製成数量等及び手持数量

区 分	製 成 数 量 等					手持数量 (本年度末現在)
	製 成	アルコール 等 混 和	しょうちゅうの 品目別、アルコ ール分等変更	用途変更等	計 ( + + - )	
清 酒	(15,913) kl	kl	kl	kl	kl	kl
合 成 清 酒	16,154	-	-	76	(15,852) 16,078	(18,538) 19,311
し ょ う ち ゅ う ゆ う	甲 類	X	X	X	X	X
	乙 類	X	X	X	X	X
	計	2,502	X	4,592	X	2,552
み り ん	709	-	-	436	273	196
ビ ー ル	96,352	-	-	481	95,871	859
果 実 酒 類	果 実 酒	X	X	-	X	X
	甘 味 果 実 酒	X	X	-	X	X
	計	88	X	-	X	88
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	X	-	-	-	X
	ブ ラ ン デ ー	-	-	-	X	X
	計	X	-	-	X	X
ス ピ リ ッ ツ 類	X	-	-	-	X	X
リ キ ュ ー ル 類	2,999	X	-	X	2,274	493
雑 酒	発 泡 酒	X	-	-	X	X
	粉 末 酒	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	X	-	-	-	X
	計	X	-	-	X	74
合 計	119,432	6	4,592	6,500	117,530	24,018

調査期間等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の製成数量等及び平成15年3月31日現在の手持数量を示したものである。

(注)1 犯則分を含まない。

2 ( )書は、アルコール分20度分に換算したものである。

## (2) 製成数量等の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	そ の 他	合 計	前 年 比
	kl	kl	kl	kl	kl	%
平成10年度	25,112	2,396	71,918	4,136	103,562	309.8
11	21,911	2,279	97,385	5,392	126,967	122.6
12	20,443	2,148	95,697	3,589	121,877	96.0
13	17,023	2,109	104,158	3,324	126,614	103.9
14	16,078	2,552	95,871	3,029	117,530	92.8

(注)1 この表は、「(1)製成数量等及び手持数量」の「製成数量等」の「計」欄について、累年比較を示したものである。

2 その他は、合成清酒、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。



## 8 - 4 販売(消費)数量

## (1) 酒類の販売(消費)数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					計
	製 造 場 ( 課 税 )	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者	
清 酒	5	2,331	15,537	3,497	769	22,142
合 成 清 酒	-	-	X	X	1	X
し ょ っ ち ゅ う	甲 類	-	X	X	2	X
	乙 類	X	X	X	X	37
	計	X	X	1,842	213	39
み り ん	0	23	143	193	80	439
ビ ー ル	54	94,552	75	76	221	94,975
果 実 酒 類	果 実 酒	-	-	X	X	29
	甘 味 果 実 酒	-	-	X	X	6
	計	-	-	41	13	35
ウ イ ス キ ー	ウ イ ス キ ー	-	-	X	X	-
	ブ ラ ン デ ー	-	-	X	-	-
	計	-	-	X	X	-
ス ピ リ ッ ツ 類	-	X	X	X	0	X
リ キ ュ ー ル 類	X	X	2,180	103	58	2,345
雑 酒	発 泡 酒	X	X	X	X	10
	粉 末 酒	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	-	-	X	X	0
	計	X	X	2	4	10
合 計	60	121,412	20,610	4,109	1,213	147,406

調査期間等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の販売(消費)数量の状況を示したものである。

## (2) 酒類販売(消費)数量の累年比較

区 分	清 酒	合 成 清 酒	し ょ っ ち ゅ う	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 類
平 成 10 年 度	40,309	1,405	15,347	3,722	204,111	5,404
11	38,425	1,509	15,849	4,773	189,845	4,905
12	36,189	1,589	16,818	5,322	180,092	4,805
13	33,591	1,723	17,927	3,866	159,547	4,559
14	31,988	1,835	19,784	3,779	144,321	4,518

(注)1 この表は、「(1)酒類の販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄について、累年比較を示したものである。

2 その他は、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

販売業者の販売数量		年度末現在の 販売業者の 手持数量	消費者に対する 販売数量計 ( + )	区 分
販売業者	消費者			
42,644	31,219	4,088	31,988	清 酒
2,894	1,834	218	1,835	合 成 清 酒
9,390	4,919	1,041	4,921	甲 類
24,477	14,824	2,296	14,861	乙 類
<b>33,868</b>	<b>19,744</b>	<b>3,336</b>	<b>19,784</b>	計
4,799	3,698	370	3,779	み り ん
312,693	144,102	8,566	144,321	ビ ー ル
7,075	4,138	1,279	4,167	果 実 酒
755	346	121	352	甘味果実酒
<b>7,830</b>	<b>4,483</b>	<b>1,400</b>	<b>4,518</b>	計
6,470	2,275	903	2,275	ウイスキー
1,726	666	229	666	ブランデー
<b>8,191</b>	<b>2,940</b>	<b>1,132</b>	<b>2,940</b>	計
1,228	454	157	454	スピリッツ類
29,164	14,961	2,432	15,019	リキュール類
181,901	80,848	5,399	80,859	発泡酒
0	0	0	0	粉末酒
88	129	33	129	その他の雑酒
<b>181,990</b>	<b>80,977</b>	<b>5,436</b>	<b>80,988</b>	計
<b>625,305</b>	<b>304,412</b>	<b>27,144</b>	<b>305,624</b>	合 計

ウイスキー類	そ の 他	内 発泡酒	計
4,248	35,768	27,137	310,314
3,780	48,199	38,176	307,287
3,646	60,542	48,620	309,009
3,216	82,137	68,471	306,567
2,940	96,459	80,859	305,624

## (3) 税務署別販売(消費)数量

区 分	清 酒	合 成 清 酒	し ょ う ち ゅ う			み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 類			ウ イ ス キ ー	
			甲 類	乙 類	計			果 実 酒	甘 味 果 実 酒	計		
徳 島 県	徳 島	2,738	164	361	1,362	1,723	377	12,913	481	40	521	271
	鳴 門	1,093	61	136	424	560	124	4,038	138	10	148	68
	阿 南	850	33	132	319	451	72	3,349	55	6	61	37
	川 島	461	22	51	197	248	42	1,556	28	3	31	17
	脇 町	444	18	62	210	272	28	1,550	28	3	31	17
	池 田	537	13	57	203	260	117	1,499	19	6	25	14
	<b>計</b>	<b>6,123</b>	<b>311</b>	<b>799</b>	<b>2,715</b>	<b>3,514</b>	<b>760</b>	<b>24,905</b>	<b>749</b>	<b>68</b>	<b>817</b>	<b>424</b>
香 川 県	高 松	3,023	199	362	1,539	1,901	543	15,848	649	51	700	299
	丸 亀	1,273	90	164	551	715	172	5,747	151	15	166	95
	坂 出	1,142	49	116	542	658	158	4,079	117	11	128	76
	観 音 寺	1,031	51	98	436	535	133	4,112	68	6	74	47
	長 尾	589	29	69	226	295	90	2,059	114	9	123	28
	土 庄	276	29	33	134	167	102	1,187	29	3	32	15
	<b>計</b>	<b>7,334</b>	<b>447</b>	<b>842</b>	<b>3,428</b>	<b>4,271</b>	<b>1,198</b>	<b>33,032</b>	<b>1,128</b>	<b>95</b>	<b>1,223</b>	<b>560</b>
愛 媛 県	松 山	4,527	381	594	2,593	3,187	610	23,234	864	58	922	405
	今 治	1,469	107	158	769	927	136	5,940	165	13	178	87
	宇 和 島	893	50	421	420	841	123	5,330	86	20	105	56
	八 幡 浜	692	30	141	329	470	50	2,987	41	5	46	24
	新 居 浜	987	47	148	579	727	104	4,622	110	10	120	73
	伊 予 西 条	860	55	93	436	529	74	3,123	60	8	68	31
	大 洲	686	34	61	393	454	71	2,840	38	5	43	27
	伊 予 三 島	883	30	72	436	508	72	2,963	63	8	71	32
	<b>計</b>	<b>10,997</b>	<b>734</b>	<b>1,688</b>	<b>5,955</b>	<b>7,643</b>	<b>1,240</b>	<b>51,039</b>	<b>1,427</b>	<b>127</b>	<b>1,553</b>	<b>735</b>
高 知 県	高 知	2,930	185	684	1,324	2,008	328	15,447	570	28	598	346
	安 芸	616	22	85	173	258	38	2,734	35	4	39	27
	南 国	1,121	39	183	318	502	64	3,516	78	8	86	55
	須 崎	1,197	28	214	312	526	52	4,589	52	8	60	43
	中 村	919	48	288	425	713	49	6,036	70	9	79	50
	伊 野	751	21	138	211	349	50	3,023	58	5	63	35
	<b>計</b>	<b>7,534</b>	<b>343</b>	<b>1,592</b>	<b>2,763</b>	<b>4,356</b>	<b>581</b>	<b>35,345</b>	<b>863</b>	<b>62</b>	<b>925</b>	<b>556</b>
<b>全 管 計</b>	<b>31,988</b>	<b>1,835</b>	<b>4,921</b>	<b>14,861</b>	<b>19,784</b>	<b>3,779</b>	<b>144,321</b>	<b>4,167</b>	<b>352</b>	<b>4,518</b>	<b>2,275</b>	

(注) この表は、「(1)酒類の販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

ス キ ー 類		スピリッ ツ類	リキユー ル類	雑 酒			合 計	人 口 15.3.31現在	1人当たり 消費数量	区 分
ブ ラン デー	計			発 泡 酒	そ の 他	計				
k	k	k	k	k	k	k	人			
69	340	45	1,425	7,330	16	7,346	27,591	353,127	78.1	徳 島
13	81	9	594	3,229	10	3,239	9,947	177,872	55.9	鳴 門
8	45	9	307	1,888	1	1,889	7,066	120,239	58.8	阿 南
4	21	3	171	830	1	831	3,386	73,566	46.0	川 島
7	24	3	139	706	2	708	3,217	49,098	65.5	脇 町
5	19	1	126	525	0	525	3,122	53,184	58.7	池 田
<b>106</b>	<b>530</b>	<b>70</b>	<b>2,762</b>	<b>14,508</b>	<b>30</b>	<b>14,538</b>	<b>54,329</b>	<b>827,086</b>	<b>65.7</b>	<b>計</b>
79	378	72	2,053	8,679	20	8,699	33,415	428,854	77.9	高 松
30	125	23	761	3,607	7	3,614	12,686	173,436	73.1	丸 亀
22	98	16	562	3,182	1	3,183	10,073	156,251	64.5	坂 出
12	59	9	490	2,265	1	2,266	8,759	141,513	61.9	観 音 寺
6	34	7	272	1,219	1	1,220	4,718	94,948	49.7	長 尾
8	23	2	139	578	0	578	2,535	36,183	70.1	土 庄
<b>157</b>	<b>717</b>	<b>129</b>	<b>4,277</b>	<b>19,530</b>	<b>30</b>	<b>19,560</b>	<b>72,186</b>	<b>1,031,185</b>	<b>70.0</b>	<b>計</b>
111	516	114	2,207	13,194	24	13,218	48,915	655,868	74.6	松 山
23	110	19	672	3,621	2	3,623	13,182	189,075	69.7	今 治
30	86	6	314	2,173	1	2,174	9,923	142,270	69.7	宇 和 島
16	40	3	191	1,234	0	1,234	5,743	104,354	55.0	八 幡 浜
28	101	10	544	2,450	2	2,452	9,714	127,926	75.9	新 居 浜
6	37	6	360	1,795	1	1,796	6,908	116,786	59.2	伊 予 西 条
12	39	3	166	1,326	1	1,327	5,663	70,128	80.8	大 洲
9	41	6	324	1,671	2	1,673	6,571	96,089	68.4	伊 予 三 島
<b>235</b>	<b>970</b>	<b>167</b>	<b>4,778</b>	<b>27,464</b>	<b>33</b>	<b>27,497</b>	<b>106,619</b>	<b>1,502,496</b>	<b>71.0</b>	<b>計</b>
108	454	58	1,761	9,206	23	9,229	32,998	335,986	98.2	高 知
8	35	2	195	1,316	1	1,317	5,257	63,536	82.7	安 芸
12	66	9	462	2,616	1	2,617	8,481	125,573	67.5	南 国
12	55	6	259	2,027	1	2,028	8,800	88,084	99.9	須 崎
21	71	9	294	2,476	9	2,485	10,703	112,889	94.8	中 村
7	42	4	231	1,716	1	1,717	6,251	87,169	71.7	伊 野
<b>168</b>	<b>723</b>	<b>88</b>	<b>3,202</b>	<b>19,357</b>	<b>36</b>	<b>19,393</b>	<b>72,490</b>	<b>813,237</b>	<b>89.1</b>	<b>計</b>
<b>666</b>	<b>2,940</b>	<b>454</b>	<b>15,019</b>	<b>80,859</b>	<b>129</b>	<b>80,988</b>	<b>305,624</b>	<b>4,174,004</b>	<b>73.2</b>	<b>全 管 計</b>

## 8 - 5 免 許 場 数

## (1) 酒類の製造免許場数

区 分	平成13年 度 末 免 許 場 数	平成14年 度 末 免 許 場 数	左 の うち 試 験 の た め の 免 許 場 数	平成14年 度 末 製 造 場 数	平成14年 度 末 製 造 者 数	平成14年 度 末 蔵 置 場 数
清 酒	135	134	5	128	129	22
合 成 清 酒	1	1	-	-	1	6
し ょ う づ	甲 類	1	-	-	1	7
	乙 類	31	32	1	7	31
計	32	33	1	7	32	22
み り ん	9	9	-	1	8	9
ビ ー ル	11	10	2	10	7	6
果 実 酒 類	果 実 酒	6	7	3	4	6
	甘 味 果 実 酒	2	2	-	-	2
計	8	9	3	4	8	9
ウ イ ス キ ー	ウ イ ス キ ー	1	1	-	-	1
	ブ ラ ン デ ー	1	3	1	-	3
計	2	4	1	-	4	9
ス ピ リ ッ ツ	ス ピ リ ッ ツ	3	4	1	2	3
	原 料 用 ア ル コ ー ル	2	2	1	1	2
計	5	6	2	3	5	8
リ キ ュ ー ル 類	27	31	4	3	29	12
雑 酒	発 泡 酒	4	4	1	-	3
	粉 末 酒	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	3	5	2	1	5
計	7	9	3	1	8	12
合 計	237	246	21	157	231	115
各 酒 類 を 通 じ た も の	158	157	13	-	145	24

調査対象：酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた場数である。

調査時点：平成15年3月31日

用語の説明：1 「免許場数」欄は、製造免許を付与している酒類の種類(品目を含む。以下同じ。)の異なるごとに掲げている。

2 「製造場数」欄は、複数の種類を製造している場合には、製造数量が最も多い酒類の種類に掲げている。

3 「製造者数」欄は、製造者が免許を受けている酒類の種類の異なるごとに掲げている。

## (2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製造場数
酒 母	7 場
も ろ み	36 場

用語の説明：1 酒母とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの、これらにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

調査時点：平成15年3月31日

## (3) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

区 分	平成13年度末 販売場数	平成14年度末販売場数			平成14年度末 販売業者数		
		卸売に限る旨の条 件が付されている もの	販売方法に条件 が付されていない もの	計			
販て限い 売いる 方な旨も 法いの にも条 条の件 条件及 がび付 付卸さ れ売れ にて	場	場	場	場	者		
全 酒 類	234	31	200	231	100		
ビ ー ル	18	4	14	18	10		
洋 酒	523	3	503	506	6		
輸 出 入 酒 類	14	4	10	14	1		
自 製 酒 類	37	9	26	35	4		
その他の酒類	8	5	4	9	5		
合 計	834	56	757	813	126		
販が 売付 方さ れて 小 売に 限る 旨の 条件	全酒類	一般のもの	5,910	-	-	5,936	5,810
		特殊のもの	143	-	-	137	48
		期 限 付	-	-	-	-	-
	計	6,053	-	-	6,073	5,858	
	その他の酒類	一般のもの	45	-	-	38	26
		特殊のもの	222	-	-	228	163
		期 限 付	24	-	-	14	4
		みりんだけのもの	368	-	-	347	76
		薬用酒だけのもの	319	-	-	315	315
	計	978	-	-	942	584	
合 計	7,031	-	-	7,015	6,442		
媒 介 業	9	-	-	8	5		
代 理 業	-	-	-	-	-		

調査時点：平成15年3月31日

用語の説明：1 **媒介業**とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。  
2 **代理業**とは製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

## (4) 免許場数等の累年比較

区 分	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製造場数	酒 類 販売場数
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう 甲 類	しょうちゅう 乙 類	み り ん	そ の 他	計		
	場	場	場	場	場	場	場	場	場
平成10年度	142	1	1	34	9	52	239	167	7,928
11	139	1	1	32	9	51	233	165	7,948
12	136	1	1	32	9	56	235	160	7,863
13	135	1	1	31	9	60	237	158	7,865
14	134	1	1	32	9	69	246	157	7,828

調査時点：翌年3月31日

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」及び「(3)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」について累年比較したものである。

## (5) 税務署別製造免許場数

区 分	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果 実 酒 類		
			甲 類	乙 類			果 実 酒	甘味果実酒	
	場	場	場	場	場	場	場	場	
徳 島 県	徳 島	7	1	1	4	3	1	1	1
	鳴 門	9	-	-	2	2	-	-	-
	阿 南	4	-	-	-	-	-	-	-
	川 島	1	-	-	-	-	-	-	-
	脇 町	5	-	-	1	-	-	-	-
	池 田	7	-	-	3	1	-	1	-
	計	33	1	1	10	6	1	2	1
香 川 県	高 松	5	-	-	-	-	2	1	-
	丸 亀	4	-	-	1	1	1	-	-
	坂 出	4	-	-	2	-	-	-	-
	観 音 寺	3	-	-	-	-	-	1	-
	長 尾	2	-	-	1	-	-	1	1
	土 庄	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	18	-	-	4	1	3	3	1
愛 媛 県	松 山	18	-	-	2	-	1	-	-
	今 治	3	-	-	-	-	-	-	-
	宇 和 島	7	-	-	1	-	-	-	-
	八 幡 浜	12	-	-	4	-	-	-	-
	新 居 浜	4	-	-	-	-	-	-	-
	伊 予 西 条	7	-	-	2	-	3	-	-
	大 洲	5	-	-	1	-	-	-	-
	伊 予 三 島	5	-	-	2	1	-	-	-
	計	61	-	-	12	1	4	-	-
高 知 県	高 知	3	-	-	1	-	1	-	-
	安 芸	7	-	-	3	1	-	2	-
	南 国	4	-	-	-	-	1	-	-
	須 崎	3	-	-	1	-	-	-	-
	中 村	3	-	-	1	-	-	-	-
	伊 野	2	-	-	-	-	-	-	-
	計	22	-	-	6	1	2	2	-
全 管 計	134	1	1	32	9	10	7	2	

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」の「平成14年度末免許場数」欄を税務署別に示したものである。

ウイスキー類		スピリッツ類		リキュール類	雑 酒		合 計	区 分
ウイスキー	ブランデー	スピリッツ	原 料 用 アルกอฮอล์		発 泡 酒	その他の雑酒		
場	場	場	場	場	場	場	場	
1	1	2	1	1	1	-	26	徳 島
-	-	-	-	4	-	-	17	鳴 門
-	-	-	-	2	-	-	6	阿 南
-	-	-	-	-	-	-	1	川 島
-	-	-	-	-	-	-	6	脇 町
-	1	-	-	1	-	1	15	池 田
<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>71</b>	<b>計</b>
-	-	-	-	-	1	-	9	高 松
-	-	-	-	1	-	-	8	丸 亀
-	-	-	-	1	-	-	7	坂 出
-	-	-	-	1	-	2	7	観 音 寺
-	-	-	-	2	-	-	7	長 尾
-	-	-	-	-	-	-	-	土 庄
-	-	-	-	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>38</b>	<b>計</b>
-	-	-	-	5	1	-	27	松 山
-	-	-	-	-	-	-	3	今 治
-	-	-	-	1	-	-	9	宇 和 島
-	-	-	-	1	-	-	17	八 幡 浜
-	-	1	-	-	-	-	5	新 居 浜
-	-	-	1	1	1	-	15	伊 予 西 条
-	-	-	-	1	-	-	7	大 洲
-	-	-	-	1	-	1	10	伊 予 三 島
-	-	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>10</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>93</b>	<b>計</b>
-	-	-	-	1	-	-	6	高 知
-	1	1	-	3	-	1	19	安 芸 国
-	-	-	-	1	-	-	6	南 国
-	-	-	-	1	-	-	5	須 崎
-	-	-	-	1	-	-	5	中 村
-	-	-	-	1	-	-	3	伊 野
-	<b>1</b>	<b>1</b>	-	<b>8</b>	-	<b>1</b>	<b>44</b>	<b>計</b>
<b>1</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>31</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>246</b>	<b>全 管 計</b>



## (6) 税務署別酒類製造卸売小売場数

区 分	製 造 場									
	清 酒	合成清酒	し ょ う ち ゅ う		み り ん	ビ ー ル	果実酒類	ウ イ ス キ ー 類		
			甲 類	乙 類				ウ イ ス キ ー	ブ ラ ン デ ー	
	場	場	場	場	場	場	場	場	場	
徳 島 県	徳 島	7	-	-	2	-	1	-	-	-
	鳴 門	8	-	-	1	-	-	-	-	-
	阿 南	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	川 島	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	脇 町	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	池 田	7	-	-	-	1	-	-	-	-
	計	32	-	-	3	1	1	-	-	-
香 川 県	高 松	5	-	-	-	-	2	1	-	-
	丸 亀	4	-	-	-	-	1	-	-	-
	坂 出	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	観 音 寺	2	-	-	-	-	-	1	-	-
	長 尾	2	-	-	-	-	-	1	-	-
	土 庄	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	17	-	-	-	-	3	3	-	-
愛 媛 県	松 山	16	-	-	1	-	1	-	-	-
	今 治	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	宇 和 島	7	-	-	-	-	-	-	-	-
	八 幡 浜	12	-	-	1	-	-	-	-	-
	新 居 浜	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊 予 西 条	7	-	-	1	-	3	-	-	-
	大 洲	5	-	-	-	-	-	-	-	-
伊 予 三 島	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	59	-	-	3	-	4	-	-	-
高 知 県	高 知	2	-	-	-	-	1	-	-	-
	安 芸	7	-	-	-	-	-	1	-	-
	南 国	4	-	-	-	-	1	-	-	-
	須 崎	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	中 村	2	-	-	1	-	-	-	-	-
	伊 野	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	20	-	-	1	-	2	1	-	-
	全 管 計	128	-	-	7	1	10	4	-	-

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」の「平成14年度末製造場数」欄及び「(3)酒類販売業者数及び酒類販売免許場数」の

数					販売業者数		販売場数		区 分
スピリッツ類		リキュール類	雑 酒	合 計	卸 売 業	小 売 業	卸 売 業	小 売 業	
スピリッツ	原 料 用 アルコール								
場	場	場	場	場	者	者	場	場	
1	-	1	-	12	7	485	72	527	徳 島 県
-	-	2	-	11	2	261	27	292	
-	-	-	-	4	2	256	19	268	
-	-	-	-	1	3	131	4	149	
-	-	-	-	5	3	122	67	67	
-	-	-	-	8	6	169	45	135	
<b>1</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>41</b>	<b>23</b>	<b>1,424</b>	<b>234</b>	<b>1,438</b>	計
-	-	-	-	8	6	441	80	519	香 川 県
-	-	-	-	5	3	245	50	245	
-	-	-	-	4	5	202	17	245	
-	-	-	1	4	-	232	2	263	
-	-	-	-	3	2	133	5	162	
-	-	-	-	-	3	98	5	112	
-	-	-	1	<b>24</b>	<b>19</b>	<b>1,351</b>	<b>159</b>	<b>1,546</b>	計
-	-	-	-	18	13	685	102	769	愛 媛 県
-	-	-	-	3	2	316	29	358	
-	-	-	-	7	4	241	8	332	
-	-	-	-	13	8	248	9	290	
1	-	-	-	5	5	156	34	156	
-	1	-	-	12	3	195	35	204	
-	-	-	-	5	4	134	26	138	
-	-	-	-	5	2	172	34	162	
<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>68</b>	<b>41</b>	<b>2,147</b>	<b>277</b>	<b>2,409</b>	計
-	-	-	-	3	26	480	58	531	高 知 県
-	-	-	-	8	2	136	14	141	
-	-	-	-	5	4	203	21	227	
-	-	-	-	3	5	216	6	240	
-	-	-	-	3	3	308	41	292	
-	-	-	-	2	3	177	3	191	
-	-	-	-	<b>24</b>	<b>43</b>	<b>1,520</b>	<b>143</b>	<b>1,622</b>	計
<b>2</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>157</b>	<b>126</b>	<b>6,442</b>	<b>813</b>	<b>7,015</b>	全 管 計

「平成14年度末販売場数」欄及び「平成14年度末販売業者数」欄を税務署別に示したものである。